

夕張市財政再生計画の変更 (令和6年12月)の概要

- 本年10月15日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和6年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額（+47百万円）

人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、市職員給与条例及び会計年度任用職員給与条例の改正に伴い給料等人件費を増額するもの。

(財源) 一般財源 47百万円 国・道支出金 1百万円

(2) 夕張市新庁舎整備に関する技術資料等作成（+4百万円）

庁舎建設基本計画の内容に基づき、施設の規模や機能などの整備水準を定める必要な事業費及び事業手法を決定する必要があるため、事業費算定等に関する技術的資料の作成に係る経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 4百万円

(3) 各種基金利子積立金（+4百万円）

各種基金について、昨今の利率の引き上げに伴い、当初予算の見込みを上回る利息がついていることから、利子積立金の不足分を増額するもの。

(財源) その他 4百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（+5百万円）、繰入金の増（+55百万円）、その他（+5百万円）により 65百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋46百万円）、物件費の増（＋10百万円）、扶助費の増（＋3百万円）、繰出金の増（＋1百万円）、その他の増（＋5百万円）により
65百万円の増